

離婚届

((はじめに日本に離婚届出、その後タイに届出をする場合))

1. 日本国市区町村役場での離婚手続き

1.1. 日本国市区町村役所に離婚届出をして下さい。

2. 日本での離婚手続き完了後のタイでの離婚手続き (家族状態登録簿(KhorRor.22))

2.1. (1) 日本人とタイ人の場合 : 日本国市区町村役場から「戸籍謄本」1通の発行を受けて下さい。

(2) 外国人(日本人以外)とタイ人の場合 : 日本国市区町村役場から「婚姻受理証明書」1通の発行を受けて下さい。

2.2. (2.1.) の書類を英訳して、公証人役場で翻訳者の署名認証及び公証人所属法務局で公証人押印証明を受けた後、日本外務省領事局証明班にて認証を受けてください。(*1)

2.3. 認証日より **3ヶ月以内**に、(2.2.) 認証済みの全書類をタイ訳し、タイ王国 大阪総領事館にて認証を受けてください。

事前に当館まで下記の必要書類を郵送してください。

書類の確認が出来次第、当館からメール又は電話でお知らせ致します。

必要書類 :

- (1) 申請書 ([ダウンロード](#))
- (2) タイパスポートのコピー
- (3) タイ国民身分証明書のコピー
- (4) タイ住居登録証のコピー
- (5) タイ人の日本在留カードのコピー

- (6) タイ結婚証明書又はタイ家族状態登録簿 (KhorRor.22) のコピー
- (7) (2.2.) の認証済み書類とそのタイ訳 (2.3.)

2.4. タイ王国大阪総領事館で認証済み (2.2.) と (2.3.) の書類をタイ外務省で認証を受けるとタイ市区役所に離婚手続きを行うため、タイ王国大阪総領事館で委任状を申請してください。 ([詳細をクリック](#) (注) タイ人申請要タイ語のみ)

直接タイで手続きを行う場合、在タイ日本国大使館へ確認する。 ([詳細をクリック](#))
(注：日本人とタイ人の婚姻届出を行う場合のみ)

敬称変更 (女性の場合) タイ人女性の住居登録役場に手続きを確認してください。

手数料

- 翻訳の認証 3,000 円/ヶ所
- 日本外務省の認証 3,000 円/ヶ所
- 委任状 3,000 円/部

備考

- 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出を求める場合があります。
- 書類コピーの場合、パスポートと同一の署名をしてください。
- 来館の際は必ず書類の原本を持参してください。

(*1) 東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、北海道、宮城県及び福岡県の公証人役場では、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認を一度に取得できます。このワンストップサービスをご利用になると法務局や外務省に出向く必要はありません。

大阪公証役場 <https://www.koshonin.gr.jp/list/ohsaka#prefectures>

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226,9227 （電話対応時間：午後 3 時 3 0 分～ 5 時 3 0 分）

FAX:06-6262-9228